

電子顕微鏡の保守契約仕様書

1. 契約概要

国立感染症研究所戸山庁舎において使用する下記電子顕微鏡についての保守契約を締結する。

2. 契約期間

令和元年9月1日から令和2年3月31日までとする。

3. 契約の履行場所

東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所 戸山庁舎

4. 契約対象

品目	品目	数量
日立Regulus8220形走査電子顕微鏡 1式	SU8220	1

5. 仕様

(1) 下記のとおり定期保守点検を行うこと。

- ・期間中に1回、点検記録表に基づき点検を実施（期間中オンコール作業含む）
- ・ドライポンプの整備を実施

(2) 装置に不時の事故等が生じた場合、速やかに適切な処理を行うこと。

- ・緊急故障修理時に使用する単価1,000,000円以下の部品は本契約に含むこと。
- ・下記オプションを含む。

CT-6020形冷却水循環装置、YAG検出器、イオンポンプバックアップ電源、PCI

(3) 保守時間は土曜、日曜、祝日を除く平日9時から17時までとする。

(4) 保守業務には技術員を派遣し、業務完了後速やかに保守・点検整備報告書を提出すること。

(5) 以下の理由により生じる修理及び調整費は、契約の範囲に含まないこととする。

- ・保守・点検整備に伴う消耗品費
- ・装置の仕様変更に伴う改造費
- ・装置の移転作業費
- ・時間外の保守作業費

(6) ライカ社製UC7iマイクロトームの点検を期間中1回実施する。

(7) OXFORD社製EX-370 X-MAX50の点検を期間中1回実施する。

6. その他の条件

(1) 技術支援及び教育、講習支援を充分に実施し得る体制を確立すること。